

議員提出議案第7号

森林整備加速化・林業再生基金の継続を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年7月4日

斉木正一

伊藤保

国岡智志

浜崎晋一

澤紀男

興治英夫

伊藤美都夫

稲田寿久

藤縄喜和

上村忠史

内田博長

森林整備加速化・林業再生基金の継続を求める意見書

我が国の国土の3分の2を占める森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全、木材生産等、国民生活に様々な恩恵をもたらす多面的機能を有している。

戦後の拡大造林期に植栽され、県下の民有林の54パーセントに及ぶ人工林は、その多くが木材として利用可能な時期を迎えており、今後は林業・木材産業の成長産業化や地域の活性化に向けた取組を推進し、森林の適切な維持・管理の促進を図っていくことが重要である。

林業・木材産業の成長産業化の実現には、「川上」における木材生産体制の構築に向けた供給対策と、「川下」における木材利用の推進に向けた需要対策の両面から取組を推進していく必要がある。

本県では、これまで森林整備加速化・林業再生基金を活用し、川上・川下が一体となった総合的な対策を講じてきた。これにより、林内路網の整備や高性能林業機械等の整備による林業の低コスト化が進み、県内の素材生産量が大きく増加した。また、木材加工流通施設や木材公共施設の整備等の木材需要拡大に向けた取組も着実に進んできている。

現在、当該基金は平成26年度末で終了することとされている。しかし、さらなる成長産業化や、きのこ産業の振興等による里山資源を有効活用した地域の活性化を進めていくためには、当該基金のような複数年度に渡る計画的な事業に取り組むことが可能な予算措置が不可欠であり、その終了は林業・木材産業のみならず、地域経済に多大な影響を与えることが懸念される。

よって、国においては、川上から川下までの一体的な対策を強力に推進していく必要性を深く認識され、森林整備加速化・林業再生基金について、地方が主体的、弾力的かつ機動的に事業に取り組むことが可能となるよう、複数年の基金として延長・拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長 長
参議院議長 長
内閣総務大臣 臣
財務省大臣 臣
農林水産大臣 臣
様